

阪南市市民協働推進委員会提案審査部会設置要綱

平成 25 年 7 月 19 日 決裁

(設置)

第 1 条 阪南市市民協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し、市民から提案された協働事業の選定協議等を行うため、阪南市市民協働推進委員会条例（以下「委員会条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、阪南市市民協働推進委員会提案審査部会（以下「審査部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要綱第 8 条に規定する審査に関すること。
- (2) 実施要綱第 10 条に規定する選定協議に関すること。
- (3) 実施要綱第 15 条に規定する成案化事業の評価に関すること。

(組織)

第 3 条 審査部会は、阪南市市民協働推進委員会委員長（以下「推進委員長」という。）及び委員会条例第 3 条第 2 項の各号に定める、学識経験のある者より 1 名、公共的団体等の代表者より 2 名、市民より 1 名ずつ推進委員長が選任する者で構成する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は推進委員長が、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 部会員の任期は、委員会条例第 4 条に定める任期と同様とし、再任を妨げない。

- 2 部会員に選任された者が、委員会条例第 3 条第 2 項に定める委員でなくなったときは、部会員の資格を喪失するものとする。

- 3 部会員に欠員が生じた場合、第3条第1項に基づき、推進委員長が新たに選任するものとし、補欠部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審査部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審査部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 部会員の中に、選定協議を行う協働事業の提案団体の役員等関係者がいる場合にあつては、当該部会員は、当該提案に係る審議に加わることができない。ただし、審査部会の同意があつたときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 審査部会の庶務は、総務部地域まちづくり支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会で協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月22日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後の最初の審査部会の招集は推進委員長が行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。